

闘争を誘発。指導しなけれはならずぬ。
 かくの如き運動の発展は、かの小マルジヨア政党と結合、有翼組合の大衆を、我々の陣営にも取り込む、また日本労働党の下に、我々と対立し結合せる中間派組合を、眞実の統一運動の旗下に投せしめらるるあり。それはまた同時に、従来無自覚の者、に誘はれたる組織大衆を全階級乃至陣営に糾合するあり。最後に資本の攻勢は、先に傾向として豫示せられたるその発展を、断り切りれるあり。労働農民党高揚!!
 統一同盟高揚!!

大正十五年十二月十日

統一同盟 創立大會
 全国同盟

統一運動全国同盟暫定規約草案

第一章 名 称

第一条 統一運動全国同盟と称す

第二章 目 的

第二条 本同盟は左の目的を有す
 一 全国総聯合の實現
 二 全国の統一無産階級党トシテ労働党ノ積極的支持

第三章 組織及機關

第一節 全国的組織及機關

第四条 全国同盟ハ地方同盟ヲ以テ組織ス 産業的労働組合ヲ單位トシテ
 全国大会ハ本同盟ノ最高機關ニシテ全国委員会ノ必要ト認め
 タル場合ニテ開催シ委員長召集ス、地方同盟ヨリ代表員ヲ選
 出シ、其ノ比率ハ各地方ニ於テ決定ス